

副議長（小川宗次郎議員）

九番増田裕一議員。

九番（増田裕一議員）

民主党杉並区議団の増田裕一です。会派の一員といたしまして、区政一般についての質問をさせていただきます。

本日は、阿佐ヶ谷住宅の建て替えと今後のまちづくりについて、学校現場におけるネットいじめについてお尋ねいたします。

まず初めに、阿佐ヶ谷住宅の建て替えと今後のまちづくりについて、早急に建て替えを実施すべきとの立場から、以下何点かお尋ねいたします。

成田東4丁目に位置する阿佐ヶ谷住宅は、旧日本住宅公団（現都市再生機構）の分譲型集合住宅として、昭和33年竣工と同時に入居を開始いたしました。地上3階から4階建て、鉄筋コンクリート造りの118戸と、地上2階建てテラスハウスタイプの232戸、計350戸から成る団地住宅であります。

当時の斬新な設計思想を盛り込んだ街なみも、面影こそ感じられるものの、築50年を経過した現在は、施設の老朽化も著しく、阿佐ヶ谷住宅の住民の方々にとって日常生活に差しさわりが生じてきており、居住する110世帯余りの住民も高齢化が進んでおります。いわば限界集落の様相を呈してきており、早急な建て替えの必要性に迫られております。

さて、今からさかのぼること15年前の平成6年、阿佐ヶ谷住宅の住民同士で建て替えを協議すべく、阿佐ヶ谷住宅再開発委員会が発足いたしました。再開発委員会で建て替えについて長らく議論され、平成15年、6階建てを主とした容積率125%、戸数672戸の囲み配置案が示され、周辺住民の方々に対して説明会が開催されました。しかし、数回にわたり開催された住民説明会において、建物の高さや容積率に対する懸念が示され、周辺住民の方々との協議が必要となりました。

そうした状況を受けて、平成16年5月、成田地域まちづくり協議会が発足し、その後12回にわたり協議会が開催されました。当該協議会は、杉並区まちづくり条例に基づくまちづくり協議会ではありませんでしたが、公募による周辺住民の方々や、阿佐ヶ谷住宅の住民の代表者、町会・自治会関係者、杉並区担当者、オブザーバーとして学識経験者やコンサルタントが参加するなど、関係者が同じテーブルに着き、建て替えについて協議する場となりました。

さて、そこでお尋ねいたします。当該協議会ではどのような議論がなされたのでしょうか。また、当該協議会により最終報告がまとめられてから現在に至るまでの経過はいかがでしたでしょうか、区のご所見をお尋ねいたします。

さて、当該協議会での議論をもとに、容積率120%、戸数620戸の並行配置案が示され、住民説明会が重ねられました。この間、平成17年11月には、阿佐ヶ谷住宅地権者による建て替え決議がなされ、地権者全員の合意を受けて、平成18年3月、阿佐ヶ谷住宅建替え組合が設立されました。

その後、住民説明会で周辺住民の方々より寄せられた意見を受け、建て替え計画は、容積率112%、戸数590戸の並行配置案に変更され、さらに住民説明会を重ね、建替え組合で検討された結果、昨年10月の都市環境委員会で示された容積率111%、戸数582戸の並行配置案となりました。

さて、そこでお尋ねいたします。そもそも、杉並区まちづくり基本方針において、阿佐ヶ谷住宅が所在する地域の位置づけはどのようなもののでしょうか。今回建て替えを実施するに当たり、緩和型地区計画を利用しますが、その意義はどのようなもののでしょうか。また、区が果たしている役割はどのようなものなのでしょうか、区のご所見をお尋ねいたします。

この間、周辺住民の方々、特に阿佐ヶ谷住宅北側にお住まいの方々より、建物の高さについて懸念が示されました。

そこでお尋ねいたします。現在の建て替え計画では、建物の高さについてどのような設計がなされているのでしょうか、区のご所見をお尋ねいたします。

現在、阿佐ヶ谷住宅を含む善福寺川緑地一帯は、和田堀公園西地区と合わせて、東京都震災対策条例に基づき広域避難場所に指定されており、震災時、大規模な火災から身を守る重要な拠点となります。その点についても阿佐ヶ谷住宅は公共的な役割を期待されております。

そこでお尋ねいたします。阿佐ヶ谷住宅の建て替えが実施されることにより、広域避難場所としての機能に何らかの影響を受けるのでしょうか、区のご所見をお尋ねいたします。

また、さきに述べましたとおり、広域避難場所はおよそ10ヘクタール以上の面積が必要とされております。当然ながら、震災による火災の輻射熱から体を守る必要があるからであります。

そこでお尋ねいたします。このたび阿佐ヶ谷住宅の建て替えに当たり、当該地域は防火地域に指定されますが、その意義はどのようなものなのでしょうか、ご所見をお尋ねいたします。

さて、昨年の都市計画審議会において一部の委員の方から、阿佐ヶ谷住宅の敷地内の樹木の取り扱いについて懸念が示されました。そもそも敷地内の樹木は阿佐ヶ谷住宅の住民の

方々が長年かけて植え育てたものですが、現在、千本余りの樹木が植えられております。老齡などのため移植に適さない樹木もあり、綿密な調査、保存計画を練らねばなりません。

そこでお尋ねいたします。阿佐ヶ谷住宅建替え組合は敷地内の樹木について樹勢調査を行ったと伺っております。その結果はいかがでしたでしょうか。また、既存樹木の保存について、区の基本的な考え方と対応はいかがでしょうか、区のご所見をお尋ねいたします。

さて、先月4日、民放テレビ局により放映された番組内において、阿佐ヶ谷住宅の建て替え計画が取り上げられておりました。しかしながら、当該番組で報道された内容は、建て替え計画の消極的な面が強調され、いささか客観性に欠けるものであったと受けとめております。例えば容積率について、現在の建て替え計画では、緩和後の120%ではなく111%、現状の敷地面積に対して100%に抑えられているにもかかわらず、その点については報道されず、平成15年に建替え組合より示された囲み配置案で建て替えを進めようとしているかのような表現がなされており、建て替え計画の内容が視聴者に正確に伝わったかどうか疑問に感じました。

さらに、公正中立を旨とすべき都市計画審議会の一部の委員が当該番組に出演し、建て替え計画について批評しておりました。現在、阿佐ヶ谷住宅の建て替え計画は都市計画審議会の取り扱いであり、持論は審議会の中で述べるべきであるし、また、そうした立場上、極めて影響力が強いマスメディアで一方的に批評することは、公平性に欠けるのではないかと受けとめました。

また、当該番組内において、建築の専門家の方々による4階建て案が紹介されておりました。しかし、同案と6階建て案とは、項目ごとに詳細な数値を挙げて比較するでもなく、そのメリット、デメリットについても十分な検討がなされておりました。

そこでお尋ねいたします。これら建築の専門家の方々による四階建て案と六階建て案との比較ではいかがでしたでしょうか、区のご所見をお尋ねいたします。

阿佐ヶ谷住宅を取り巻く状況をかながみると、施設の老朽化や住民の高齢化はもとより、建て替え手続がこれ以上長期化した場合、高齢による他界や個別で改修を実施してしまうことによる資金の枯渇など、地権者が脱落してしまい、事実上建て替えが困難になってしまうことが想定されます。そうした状況は、阿佐ヶ谷住宅の住民の方々ばかりではなく、防災や防犯などの面において、周辺住民の方々にとっても望まぬ結果となってしまわないでしょうか。

阿佐ヶ谷住宅再開発委員会が発足し、建て替えについて本格的な議論が始まってから15年、建て替え決議がなされてから3年余り、早急に阿佐ヶ谷住宅の建て替えを実施すべきと考えます。

そこでお尋ねいたします。阿佐ヶ谷住宅の建て替えについて、今後の予定はいかがでしょうか、区のご所見をお尋ねし、この項の最後の質問とさせていただきます。

次に、学校現場におけるネットいじめについてお尋ねいたします。

昨年10月、さいたま市の市立中学校に通う中学3年生の女子生徒、当時14歳が、同年7月に同級生からネットいじめを受けて、遺書を残し自殺した事件が発生しました。プロフと呼ばれる携帯電話の自己紹介サイト上に女子生徒を誹謗中傷する書き込みが行われたとのことでした。さいたま市の教育委員会や学校関係者は一様に因果関係を否定しているものの、何らかの関連性はあったと考えられます。

ネットいじめは、さきに述べたプロフや、学校裏サイトと呼ばれる特定の学校の話のみを扱う匿名掲示板サイトを舞台として発生しております。私も携帯電話でプロフにアクセスをしてみましたけれども、簡単にプロフィールを作成できました。それらのインターネット上のサイトは匿名で書き込みを行えるばかりでなく、他人に成り済まして書き込みを行えるため、だれが中傷記事を書き込んだのかわかりません。そのため、いじめの加害者を特定できず、被害者が疑心暗鬼、人間不信に陥ってしまうため、従来の肉体的、精神的ないじめ以上に大変悪質ないじめであると言えます。

そこでお尋ねいたします。現在いじめについて区はどのような対応を行っているのでしょうか。そのうちネットいじめについてはどのような対応を行っているのでしょうか。また、直近におけるいじめの対応件数はどの程度でしょうか。そのうちネットいじめの内訳はどの程度でしょうか、区のご所見をお尋ねいたします。

ネットいじめといえども、他人を公開の場で誹謗中傷するという行為は、刑法に規定されている名誉毀損罪もしくは侮辱罪に当たり、れっきとした犯罪であります。

巷間、犯罪機会論と呼ばれる理論が取り上げられております。それは割れ窓理論に相通じるものですが、犯罪が発生しやすい環境、すなわち、入りやすく見えにくい環境を改善する、もしくはそうした環境に身を置く場合、ふだん以上に注意力を割くことで犯罪から身を守るという考え方であります。まさにネットいじめの舞台となっているプロフや学校裏サイトは、携帯電話を使いこなす子どもたちにとっては入りやすく、一方、そうしたサイトになじみのない大人たちにとっては見えにくい環境なのではないでしょうか。

先月、政府の教育再生懇談会は、小中学校への携帯電話の持ち込みを禁止すべきとの提言を行いました。もちろん、携帯電話の持ち込み禁止やフィルタリング機能の充実など、プロ

フや学校裏サイトにアクセスできないよう、入りにくい環境を整えることも重要ですが、一方で、これらのサイトを監視し、大人たちが常に見守っている環境となるよう、ネットパトロールなどを実施すべきではないかと考えます。

そこでお尋ねいたします。今後、ネットいじめについて区はどのような対策を講じるのでしょうか。また、その方向性はいかがでしょうか。区のご所見をお尋ねし、区政一般についての質問を終了させていただきます。

副議長（小川宗次郎議員）

理事者の答弁を求めます。

まちづくり担当部長。

まちづくり担当部長（大塚敏之）

私からは、増田議員のご質問のうち、阿佐ヶ谷住宅に関する一連のご質問にお答えします。

初めに、成田地域まちづくり協議会に関するお尋ねですが、協議会の構成は、委員ご指摘のとおり、阿佐ヶ谷住宅の方々、阿佐ヶ谷住宅周辺の方々、町会及び区などから成り、協議会の内容としましては、阿佐ヶ谷住宅を含めた周辺地域のまちの課題やまちづくりの方向性の検討を行い、その上で、阿佐ヶ谷住宅について現行法規内で建て替えを行う案や、地区計画を導入した建て替え案の検討を行いました。

この結果、阿佐ヶ谷住宅で検討した囲み配置案に対する代替案として、並行配置案の実現性に関して阿佐ヶ谷住宅が検討を行っていくこととなりました。

その後の経過としては、阿佐ヶ谷住宅が並行配置案を基本として近隣の方々の意見をお聞きしながら、数次にわたって計画を変更し、近隣との離隔をとったり、計画の規模を縮小したりするなど、周辺への配慮を重ねてきたものでございます。

次に、杉並区まちづくり基本方針における阿佐ヶ谷住宅に関するお尋ねですが、周辺地域に木造住宅が密集していることや、付近の道路基盤が脆弱な状況であることなどから、杉並区まちづくり基本方針では、みどりやオープンスペースの保全・育成を図り、建て替えに当たっては、周辺の防災条件などに配慮した良好な住宅ストックとして整備されるよう区が誘導していくというふうな位置づけになっております。

次に、阿佐ヶ谷住宅の建て替えに際して区が果たす役割についてのお尋ねですが、阿佐ヶ谷住宅は民間の建て替え計画ではございますが、このまま現在の建築規制の中で自由に建て替えを行うと、現在の広域避難場所としての機能や、みどりとゆとりあるオープンスペースが必ずしも確保されない可能性がございます。そのため区は、杉並区まちづくり基本方針に基づき、阿佐ヶ谷住宅のみどりやオープンスペースが確保できるよう、あわせて地域の課題である公園や道路などの基盤整備が行えるように建て替えの支援を行っていく必要がございます。

次に、緩和型地区計画を導入する意義についてのお尋ねですが、杉並区まちづくり基本方針に基づいて、新たに公園や道路などの基盤整備やオープンスペースの確保など、地域に貢献したまちづくりを行うことにより、敷地面積が減少するとともに、オープンスペースなどによって建築可能なスペースも減少します。このため、これらの公共貢献に見合う建物の高ささと容積の緩和が必要となってまいりますので、今回、周辺環境に配慮しつつ、一定の高さと容積率を緩和した地区計画を導入したものでございます。

次に、防火地域の指定についてのお尋ねですが、阿佐ヶ谷住宅の建て替えによって地域の防災機能の強化を目指しており、建物を不燃化させ、防災性能を高めることで火災の延焼を防止し、避難場所の機能が向上いたします。

次に、広域避難場所に関するお尋ねですが、避難計画人口が増加する中でも、1人当たりの避難有効面積が現在とほぼ同じ面積で確保され、広域避難場所の指定も継続できることとなります。

また、鎌倉街道を初めとする地区の外周道路や地区内道路を整備することによって、円滑な避難救援活動が可能になることや、防火地域の指定による建物の不燃化などによって、震災などに対する成田地域の防災機能は強化されることとなります。

次に、阿佐ヶ谷住宅の高さに関するお尋ねですが、地区計画で一定の高さの緩和を予定しております。しかしながら、高さ20メートルの範囲内で6階建てを自由に建築するものでは

なく、敷地の周辺は階数を下げて高さを低く抑え、民家との離隔も可能な限り確保することで、日影や通風、プライバシーなど、周辺の低層住宅に配慮していると判断しております。特に日影規制につきましては、現行の法規制より厳しい自主規制を行っております。

次に、6階建て案と4階建て案との比較についてですが、阿佐ヶ谷住宅は、提案を受けた4階建て案を含め、複数の案についてさまざまな観点から比較検討を行い、その中で多くの意見が出されました。最終的には、まとまった空地の確保や道路、公園などの基盤整備などの観点から、現在の計画案を選択したものと受けとめてございます。

次に、阿佐ヶ谷住宅のみどりに関するお尋ねですが、阿佐ヶ谷住宅のみどりに関する計画をまとめるために、平成18年度に樹木の育成状態を調べる樹勢調査などを行いました。その結果、敷地内の約千本の高木のうち、移植に適し、育成状態の良好な樹木が214本と判明いたしました。区としては、杉並区みどりの条例に基づき、可能な限り既存樹木を残すよう、それが困難な場合は新たに植栽するように、阿佐ヶ谷住宅に働きかけてまいります。

次に、区の基本的な考え方ですが、阿佐ヶ谷住宅のみどりを今後とも守り育てていくことが重要と考えております。そのためには、この前提となるみどりを維持できるオープンスペースの確保が重要であり、今回の建て替え計画は、それが可能だと判断してございます。具体的には、まとまった広場として、建て替え前は7千平方メートルでしたが、建て替え後は約1万平方メートルと拡大することになります。また、みどりの再生という観点からは、北側の広場状空地に武蔵野の樹林を再現させる計画にもなっております。

区といたしましては、今後も、阿佐ヶ谷住宅の良好なみどりが地域の財産となるよう、阿佐ヶ谷住宅に働きかけてまいります。

私からは最後になりますが、今後の工程についてのお尋ねにお答えします。

都市計画の手続に関しては、都市計画案の縦覧及び意見書の提出を2月18日から3月4日まで行った上で、3月に杉並区都市計画審議会で、5月に東京都の都市計画審議会で審議される予定でございます。6月の地区計画の決定、告示を目指してございます。

私からは以上でございます。

副議長（小川宗次郎議員）

済美教育センター所長。

済美教育センター所長（小澄龍太郎）

私から、学校現場におけるネットいじめにかかわるご質問にお答えいたします。

初めに、ネット等のいじめへの対応についてですが、学校におきましては、これまでも、あらゆる教育活動を通して、いじめは絶対に許さない指導を徹底し、未然防止に努めるとともに、いじめが発生した場合には、全校体制での情報共有など、組織的な対応により解決を図ってまいりました。

ネットいじめについては、書き込みの削除を早急に行い、いじめの拡大を防ぐ取り組みを行っております。また、必要に応じて、済美教育センターの教育SATやスクールカウンセラーなどが心理、医療等の専門的な視点から被害者、学校、保護者を支援し、迅速な解決とケアに努めております。

次に、学校におけるいじめの認知件数ですが、平成19年度は小学校80件、中学校106件、そのうちネットいじめにつきましては、中学校8件となっておりますが、いずれもその多くは解決済みとなっております。平成20年度はいじめの認知件数については、総数はまだ集約されておりませんが、ネットいじめにつきましては、9月現在、小学校で4件、中学校で3件の発生を把握しております。

教育委員会といたしましては、今後も児童生徒に対し、携帯電話の適切な利用と学校への原則持ち込み禁止の指導を徹底するとともに、保護者に対してもフィルタリング等に関する啓発を継続してまいります。

また、ご指摘のようなネットパトロールにつきましても、学校支援本部やPTA組織等と連携した取り組みについて検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。